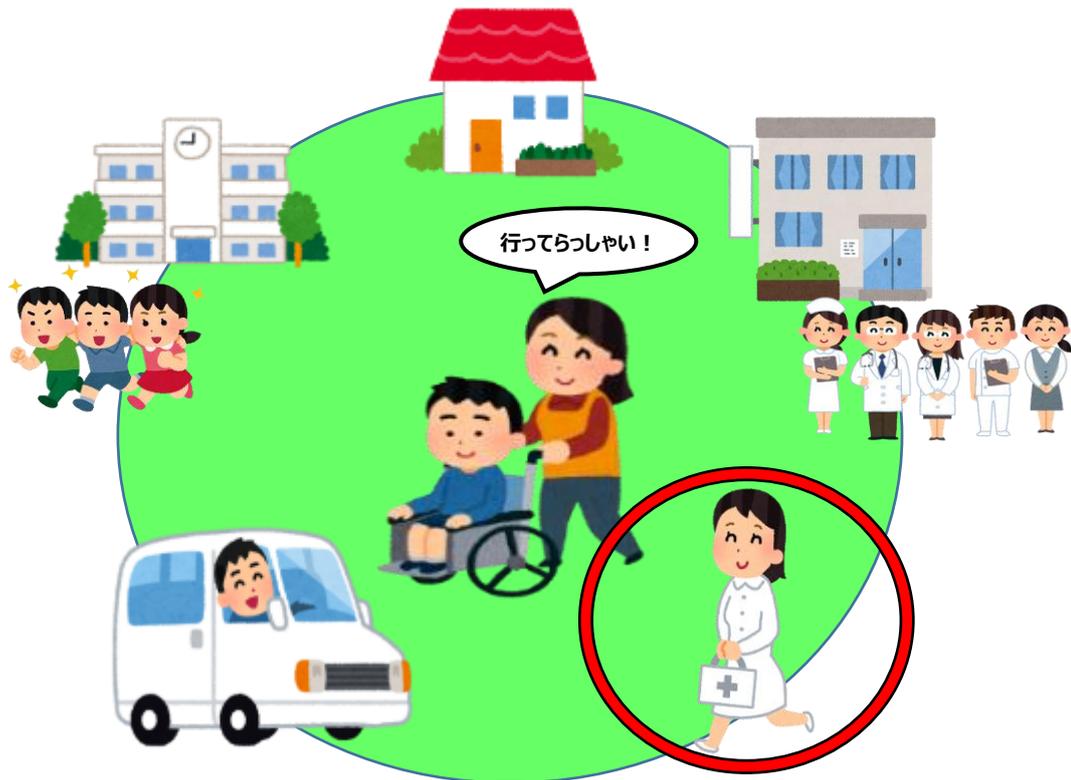


医療的ケア通学支援事業のてびき



医療的ケアが必要な児童生徒の通学を支援します！

大阪府教育委員会は、本事業について、児童生徒の学びの意欲を尊重することと安全確保を最優先に、円滑かつ確実に実施します。

医療的ケア通学支援事業に関する問い合わせ窓口

＜府立支援学校に関すること＞

大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課 制度推進グループ
電話：06-6941-0618（直通） FAX：06-6944-6888

＜府立中学校、高等学校に関すること＞

大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 生徒指導グループ
電話：06-6944-3858（直通） FAX：06-6944-6888

〒540-0008 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館5階

1

医療的ケア通学支援事業の制度概要

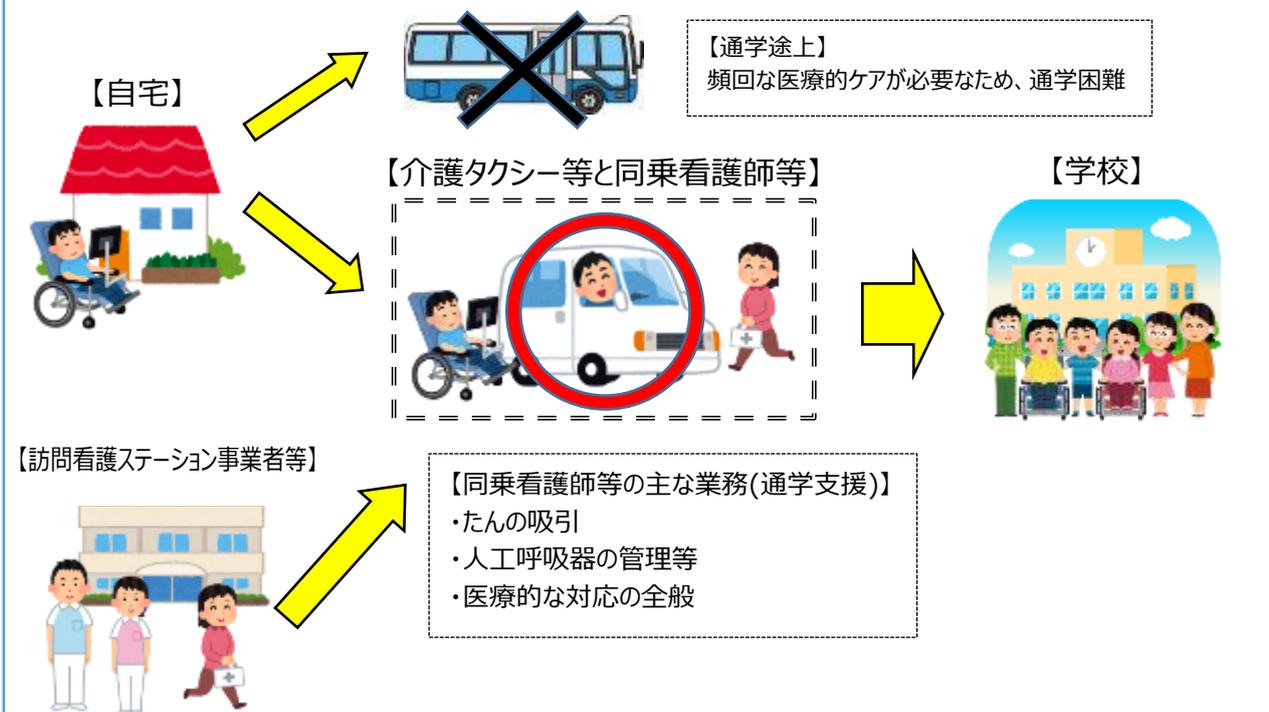
(1) 目的

- 府立学校において、通学中に医療的ケアが必要なため、通学が困難な児童生徒の学習機会の保障と、送迎等を行っている保護者の負担軽減を図る。

(2) 事業内容

- 介護タクシー等に看護師等が同乗し、児童生徒の医療的ケアを実施することにより通学を支援する。

〇イメージ



(3) 対象者

次にあてはまる児童生徒

- 府立学校に在籍していること
 - 通年に渡って通学に次の医療的ケアが頻回に必要なため、通学が困難な状態にあり、当該通学を安全に行うとともに、当該学校における当該児童生徒に対する万全な医療的ケアの体制を確保できると府教委及び当該学校長が判断していること
- ①口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引 ②気管カニューレ内部等の喀痰吸引
③酸素療法や人工呼吸器の管理等 ④ ①～③と同等の医療的ケア



(4) 医療的ケアの実施者

- 対象児童生徒の医療的ケアを実施できる看護師または介護職員（以下、「看護師等」とする）
 - ・看護師【看護師免許（国家資格）を有する者】
 - ・介護職員【対象児童生徒に必要な医療的ケアを実施できる認定特定行為業務従事者^(★)】

★「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 4 条第 1 項」及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 126 号）」に基づく認定特定行為業務従事者認定証を交付されている者

(5) 実施する医療的ケア

- （3）①～④に係る主治医の指示（指示書）に基づく医療的ケア

- ただし、介護職員が対象児童生徒に実施する医療的ケアは、

関連法令に基づく特定行為（認定特定行為業務従事者認定証に記載のある行為）とする。



【特定行為】

- ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

【関連法令】

- ・「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和 62 年法律第 30 号）
- ・「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和 62 年政令第 402 号）
- ・「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和 62 年厚生省令第 49 号）
- ・「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 72 号）
- ・「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 126 号）

医療的ケアを実施する事業者

① 対象となる事業者

- ・対象児童生徒の医療的ケアを実施できる看護師等が所属している事業者
(訪問看護ステーション事業者や放課後等デイサービス事業者等)
- ・介護職員が所属する事業者においては、
都道府県知事から、『喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）』として登録を受けた事業者であること



② 手続きの方法：府教委と事業者との契約

(事業者から見積りをとったうえ、契約書を交わします。)

③ 業務内容

- ・仕様書のとおり



④ キャンセルについて

対象児童生徒の健康観察等の結果等により、通学支援の実施を中止した場合の事業者を支払う経費の金額は、次のとおりとする。なお、事業者の事情により当該中止を決定するときは、この限りでない。

イ 当該中止が通学支援を実施しようとする日（以下「当該日」という。）の前日午後5時から当該日までの間（土日祝祭日を除く。以下この表において同じ。）に決定したとき	契約単価×当該中止決定の前日までの当該登校又は下校に要した時間の平均（以下「平均時間」という。）×100%
ロ 当該中止が当該日の2日前の午後5時から当該日の前日の午後5時までの間に決定したとき	契約単価×平均時間×80%
ハ 当該中止が当該日の3日前の午後5時から当該日の2日前の午後5時になるまでの間に決定したとき	契約単価×平均時間×50%
ニ 当該中止が当該日の3日前の午後5時になるまでの間に決定したとき	0%

(参考) 車両の事業者

① 対象となる事業者

- ・道路運送法に基づき、旅客自動車運送事業（一般乗用自動車運送事業等）を実施している事業者
- ・同法に基づき、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）を実施している事業者

② 利用区間

- ・自宅 ⇄ 学校間

③ 手続きの方法：保護者と事業者との同意

(同意書を交わします。)



④ キャンセルについて

- ・予め、保護者と事業者でキャンセル料等の確認をしておいてください。
キャンセル料が発生する場合は、保護者負担となります。

医療的ケアを実施する事業者 《 主な事務手続き 》 【事業者が行うこと】

□ 渡す書類 ■ 受け取る書類

	手順	必要書類等	時期	備考
利 用 開 始 前	(保護者の動き) ◆保護者は学校に相談し、学校から本事業の対象が否かを伝えられる。 ◆事業の対象である場合、保護者は、学校から事業概要の説明を受けるとともに、事業者を利用相談をするよう伝えられる。			
	① 保護者から相談を受ける。	■ 医療的ケア通学支援事業のてびき (訪問看護等事業者等用)		保護者は、利用希望日等、必要な情報を事業者に伝え、受託可能かどうか事業者を確認する。
	① 保護者からの相談を受けて、保護者に受託可能か否かを伝える。			
	(保護者の動き) ◆事業者が受託可能と回答した場合、その旨を学校に報告する。保護者は学校から申請書等を受け取る。			
	② 保護者から見積り作成の依頼を受ける。	■ 見積書作成について ■ 見積書 (参考様式)	保護者と合意形成した後	見積りは指示書の受領後作成
	③ 主治医の指示書の様式及び記載すべき内容について、保護者と協議し、同意する。			保護者は、事業者に主治医の指示書(見本)を示す。
	(保護者の動き) ◆保護者は、主治医に「指示書」の作成を依頼する(費用は保護者負担)。			
	④ 指示書が作成されたら、保護者と指示書の内容について、確認する。			指示書の内容に合意できない場合は、保護者に指示書の再取得を依頼する。
	⑤ 保護者から主治医の指示書の原本を受取り、指示書の写しを保護者に渡す。	■ 主治医の指示書 (原本) □ 主治医の指示書 (写し)		
	⑥ 見積書等を作成し、保護者に渡す。	□ 見積書		
	(保護者の動き) ◆保護者は、府教委に申請書類を提出する。			
	府教委の審査			* 時間を要することがあります。
	審査結果の通知			審査の結果、事業利用できないこともあり。提出書類の補正の指示の可能性もあり。
	契約締結 (府教委 ⇄ 事業者)	[必要書類] ・業務責任者届 ・個人情報取り扱い作業責任者の報告書様式		[契約書の内容] ・契約書 ・事務委託仕様書 ・契約保証金が必要な場合あり。
	⑦ 府教委から契約締結の連絡を受け、契約書を受け取る。	■ 契約書		
契約業務開始				

<p>⑧ 学校、保護者、介護タクシー等事業者と打合せを行う。 <small>(注)学校にて実施。 必要に応じて、自宅でも行う。</small></p>	<p>同乗看護師等は、⑧または⑨で、対象児童生徒の学校での医療的ケアの実施状況を確認していただきます。</p>		<p>学校内の車両停車場や学校への引継ぎ方法等を確認する。 (打合せ参加者) 学校・保護者・看護師等事業者・介護タクシー等事業者</p>
<p>⑨ 安全確認等（試走）を行う。</p>	<p>* 対象児童生徒、保護者、看護師等が同乗</p>		<p>車両の揺れの程度や停車可能場所等を確認し、安全を確保する。</p>
<p>通学支援（看護師等同乗による登下校）開始</p>			

利用開始後	<p>⑩ 日報を作成する。</p>		<p>運行ごと</p>	<p>日報は、運行ごとに、保護者・学校・事業者の3者で作成する。</p>
	<p>⑪ 学校へ日報、確認票、請求書等を提出する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 日報【様式第4号】 <input type="checkbox"/> 確認票【様式第1号】 <input type="checkbox"/> 請求書</p>	<p>月ごと</p>	
	<p>(学校の動き) ◆ 学校は、府教委に請求書等を提出する。</p>			
	<p>⑫ 府教委から事業者へ支払いを行う。</p>			
	<p>⑬ 指示書の見直しを行う。</p>	<p>◆ 主治医の指示書の取り直しが必要となった場合、事業者は府教委に連絡するとともに、保護者に取り直しを依頼する。</p>		

(2) 看護師等 《 主な業務内容 》

場所	登校時の対応	備考
自宅 	① 予定時刻に対象児童生徒の自宅に集合 (介護タクシー等事業者/訪問看護ステーション事業者等) (注)保護者は、看護師等が到着する前に、児童生徒の健康観察等(バイタルチェック・全身状態の確認、医療機器の確認)及び車両乗車前の医療的ケア、車いす等への移乗等をすべて終え、車両の乗り込みが可能な状況にしておく。	
	② 保護者からの引継ぎ	
	③ 健康状態等の確認 <input type="checkbox"/> バイタルチェック <input type="checkbox"/> 全身状態の確認 <input type="checkbox"/> 医療機器の確認 <input type="checkbox"/> 車両乗車前の医療的ケアの実施状況の確認 等 【！】 健康状態等の確認の結果、安全に通学できないと判断するときは、その日の通学等は中止となります。	[引継ぎ方法] 保護者は日報(様式第4号)に引継ぎ事項を記入しておき、看護師等はその内容を確認する。
	④ 車両への乗り込み、出発	
車内 	⑤ 車内での状態の観察等	
	⑥ 医療的ケアの実施 <input type="checkbox"/> 乗車中に、喀痰吸引等の医療的ケアが必要となった場合は車両を安全な場所に停車させ、医療的ケアを実施する。 <input type="checkbox"/> 状態が安定したことを確認し、記録する。	
学校 	⑦ 学校到着、看護師等から学校へ引継ぎ	[引継ぎ方法] 看護師等は日報(様式第4号)に引継ぎ事項を記入し、学校はその内容を確認する。

場所	下校時の対応	備考
学校 	① 予定時刻に学校に集合 (介護タクシー等事業者/訪問看護ステーション事業者等) (注)学校は、看護師等が到着する前に、児童生徒の健康観察等(バイタルチェック・全身状態の確認、医療機器の確認)及び車両乗車前の医療的ケア、車いす等への移乗等をすべて終え、車両の乗り込みが可能な状況にしておく。	
	② 学校からの引継ぎ	
	③ 健康観察等 <input type="checkbox"/> バイタルチェック <input type="checkbox"/> 全身状態の確認 <input type="checkbox"/> 医療機器の確認 <input type="checkbox"/> 車両乗車前の医療的ケアの実施状況の確認 等 【！】 健康状態等の確認の結果、安全に下校できないと判断するときは、学校が保護者に学校へ来るよう連絡する。	[引継ぎ方法] 学校は日報(様式第4号)に引継ぎ事項を記入しておき、看護師等はその内容を確認する。
	④ 車両への乗り込み、出発	
車内 	⑤ 車内での状態の観察等	
	⑥ 医療的ケアの実施 <input type="checkbox"/> 乗車中に、喀痰吸引等の医療的ケアが必要となった場合は車両を安全な場所に停車させ、医療的ケアを実施する。 <input type="checkbox"/> 状態が安定したことを確認し、記録する。	
自宅 	⑦ 自宅到着、看護師等から保護者へ引継ぎ	[引継ぎ方法] 看護師等は日報(様式第4号)に引継ぎ事項を記入し、保護者はその内容を確認する。

Q 1 : 対象児童生徒の登校日は、どのように設定するのですか。

A 1 : 本事業は通学中の車両内で医療的ケアを実施するものであり、安全確保が非常に重要です。本事業の活用にあたっては、主治医、学校医、保護者等と十分に相談し、体調等を考慮して、開始当初は登校日を少なめ設定するなど、慎重に判断いただくよう、保護者及び学校に伝えています。なお、登校日を事後に増やす場合は、保護者から府教委への手続きや変更契約等が改めて必要となります。

Q 2 : 保護者から相談があった場合は、必ず引き受けなければならないのですか。

A 2 : 事業者が本事業を受託されるには、人員の確保等の体制が整うことが必要ですので、受託が難しい、あるいは、受託いただくまでに時間を要するケース等も考えています。

Q 3 : 主治医指示書は必須ですか。

A 3 : 必須です。

なお、放課後等デイサービス等利用時に、送迎を含む主治医の「指示書」を提出されている場合には、その指示書を本事業に準用することができます。指示書には、送迎車両内の医療的ケア実施であることが、明確であることが必要です。ただし、主治医の「指示書」の宛名は、通学途上の車内でお子さまの医療的ケアを実施する事業者でなければなりません。

**Q 4 : 同乗する看護師等は、特定の者でないといけませんか。**

A 4 : 事業者への委託事業であり、看護師等を限定するものではありません。

Q 5 : これまで車両で移動した経験がない児童生徒も、この事業を利用できますか。

A 5 : 安全が第一の事業ですので、保護者には、慎重にご判断いただくよう、伝えています。

Q 6 : 対象児童生徒と保護者が同乗する安全確認（試走）は必須ですか。

A 6 : 必須です。安全確認（試走）時には必ず保護者が同乗し、同乗の看護師等と道路状況等を確認してください。保護者及び看護師等の双方が安全に送迎できると判断されるまで行うことが必要です。

Q 7 : 安全確認（試走）は、事業の対象範囲内ですか。

A 7 : 範囲内です。ただし、対象児童生徒にも乗車していただくことが必要です。

Q 8 : 通院等を理由に、送迎の途中で病院に寄っていただくことはできますか。

A 8 : できません。本事業の送迎範囲は、原則として、自宅ー学校間ですので、ご理解ください。

Q 9 : 送迎中、対象児童生徒の容態にいつもと違う様子が現れたと判断する場合や医療的ケア実施中に緊急事態が発生した場合には、どのような対応が必要ですか。

A 9 : 保護者に連絡するとともに、必要な措置を行い、保護者又は学校職員その他適切な者が措置を行っている場に到着するまでの間、その場にいてください。なお、緊急時の措置等を行ったときは、その内容について、直ちに保護者、学校及び教育委員会に口頭で報告してください（その後、書面での報告も必要です）。

Q 10 : 学校到着後、体調不良等により早退することになった場合、この事業を活用できますか。

A 10 : そのような場合には、学校から保護者に連絡し、保護者に迎えに来ていただくこととしています。

**Q 11 : 車両 1 台（児童生徒 1 人）に対し、2 人の看護師等が同乗することは可能ですか。**

A 11 : 本事業においては、対象児童生徒 1 人に対して、同乗看護師等は 1 人です。

Q 12 : 看護師と介護職員の併用は可能ですか（曜日ごとに同乗者を替える等）。

A 12 : 可能ですが、別途、支援教育課との手続きが必要となります。なお、1 台の車両に看護師と介護職員が同乗するなどの併用は、不可です。

Q 13 : 本事業は医療保険の適用対象ですか。

A 13 : 適用対象外です。

Q14： <u>主治医の指示書の作成料は、本事業の経費から支出されますか。</u>
A14： 主治医の指示書の作成にあたり、文書料等が発生した場合には、保護者負担となります。
Q15： <u>車両の送迎料金の基準は、距離または時間のどちらですか。</u>
A15： 当該送迎業者の認可等による基準があるので、それに従うこととなります。
Q16： <u>看護師等は送迎業務終了後、どのように所属の事業所に帰るのですか。</u>
A16： 受託事業者それぞれに任意の方法で帰ることになります。
Q17： <u>介護タクシー等の車両以外の交通手段を利用することは可能ですか。</u>
A17： 本事業の対象となる児童生徒の送迎には、安全への配慮から介護タクシー等の車両が適切と考えますので、基本、介護タクシー等の車両以外は認めていません。
Q18： <u>キャンセルの場合、経費は、どのような対応となりますか。</u>
A18： P3に記載しています。

令和3年6月17日

※今後、この「てびき」の内容は、変更されることがあります